

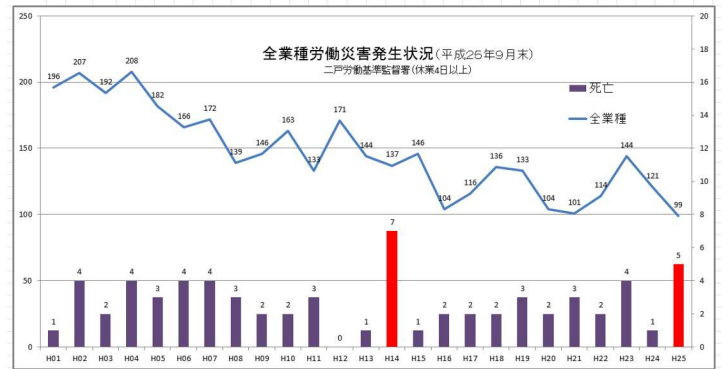


# 二戸労基署ニュース

## 労働災害防止対策の徹底について

二戸労働基準監督署管内の労働災害発生状況は長期的には減少しておりますが、本年については9月末現在で死傷災害件数が99件と対前年同期比10件(11.2%)増加しており、死亡労働災害については9月末現在で5名もの尊い命が失われるという、極めて憂慮される状況にあります。

死亡労働災害が多発している非常事態の収拾を図るため、以下の事項の実施をお願いします。



### 【労働災害防止対策の徹底について】

- 1 経営首脳者による安全衛生管理活動状況の点検
- 2 職長級の労働者に対する職長教育の実施及び確実な職務の遂行
- 3 安全な作業方法の決定と周知

労働災害防止のための自主点検表(3~4ページ)を使い、職場の安全衛生に関する状況を把握し、改善が必要な事項を見つけ、改善を図りましょう。

## 岩手県最低賃金改定【時間額 665円】

岩手県最低賃金が改定され、

平成25年10月27日

から 時間額 665円

になります。

パートタイム、アルバイト等を含む雇用する労働者に最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。

平成25年10月27日以降に労働した賃金を時間額665円以上としないと最低賃金違反となりますので点検をお願いします。

岩手県 で働くすべての方へ。  
確認しましょう! **最低賃金**  
**665円** (時間額)  
岩手県のこれまでの最低賃金 653円から**12円アップ**↑  
【発効日】平成25年10月27日  
パートやアルバイトなどの雇用形態にも適用されます!  
必ずチェック最低賃金! 使用者も、労働者も。  
☑ 最低賃金額は都道府県ごとに違うことをご存知ですか?  
☑ 賃金は最低賃金額以上になっていますか?  
☑ 使用者は適用される最低賃金額を周知していますか?  
スマホ、携帯で調べよう! 自分の賃金と比べよう!  
厚生労働省

## 「労働災害発生状況（平成25年1月～9月）」

- ・ 死亡労働災害： 5 件（前年比 +4件）
- ・ 休業4日以上： 99 件（前年比 +10件）

業 種		当月受付	当年累計	前年同期	対前年同期		
					増減数	増減率	
製 造 業	食料品	水産食料品	1	2	2	0	0.0%
		上記以外の食料品	1	10	11	-1	-9.1%
	繊維・衣服その他繊維製品				5 (3)	-5	
	木材・木製品、家具・装備品			3	8	-5	-62.5%
	パルプ・紙、印刷・製本						
	化学工業						
	窯業土石			1	1	0	0.0%
	鉄鋼業、非鉄金属						
	金属製品			1	1	0	0.0%
	一般機械器具			1		1	
	電気機械器具						
	輸送用機械製造			1	2	-1	-50.0%
	電気・ガス						
	その他の製造			1	3	-2	-66.7%
小 計		2	20	33 (3)	-13	-39.4%	
鉱 業			1		1		
建 設 業	土木工事			3	7	-4	-57.1%
	建築 工事	鉄骨・鉄筋家屋		4 (3)	1	3	300.0%
		木造家屋		7	8	-1	-12.5%
		その他の建築工事	1	3	2	1	50.0%
	その他の建設			4	3	1	33.3%
小 計		1	21 (3)	21	0	0.0%	
運 輸 交 通 業	道路貨物運送業		1	5 (1)	2	3	150.0%
	その他の運輸交通業				1	-1	
貨物取扱							
農 林 業	農業						
	林業		1	12	6	6	100.0%
畜 産 水 産 業	畜産業			4	7	-3	-42.9%
	水産業			4	2	2	100.0%
商 業	小売業			6	5	1	20.0%
	その他の商業			2 (1)	1	1	100.0%
通 信 業		1	5 (4)		5		
保 健 衛 生 業	社会福祉施設		2	4	2	2	100.0%
	その他の保健衛生業						
接 客 娛 楽 業	旅館業						
	飲食店			1	2	-1	-50.0%
	その他の接客娯楽業				2	-2	
そ の 他	ビルメンテナンス業			1		1	
	その他(上記以外の全ての業種)		1	13 (1)	5	8	160.0%
合 計		9	99 (10)	89 (3)	10	11.2%	

（注）労働者死傷病報告による休業4日以上の統計である。内は死亡者数（内数）である。（ ）内は交通労働災害者数（内数）である。「今月分」は、当月報告受付件数（内数）である。

＝＝

このニュースへのお問い合わせは 二戸労働基準監督署 0195-23-4131まで。

# 労働災害防止のための自主点検表

平成25年10月 二戸労働基準監督署

点検日 平成25年 月 日

点検事項		着眼点	3段階評価 ( ・ × )
1 安全衛生管理体制	事業場のトップが、安全に関する <b>基本方針</b> を表明し、それを達成するための <b>年間安全管理活動計画</b> を作成していますか。	基本方針は、あらゆる機会に <u>積極的に事業場の全員に示すことが重要です。</u> また、年間活動計画は、管理・監督者、作業員等の意見を十分に汲み上げ、 <u>具体的かつ実行可能な範囲</u> で作成することが必要です。	
	事業場の <b>トップ自ら</b> が、率先して職場安全パトロール、安全衛生委員会等に参加していますか。	事業場の <b>トップ自ら</b> が安全管理活動の先頭立って、安全管理活動を実施することが最も重要なことです。	
	労働者数が10人以上の事業場では <b>安全衛生推進者</b> を、50人以上では <b>安全管理者</b> を選任していますか。( 参照)	安全衛生推進者などの安全担当部署のスタッフを選任することがスタートです。さらに、 <u>担当者の安全管理に関する知識経験や能力向上は災害防止上の重要な要素です。</u>	
	安全衛生委員会など災害防止のための <b>協議組織</b> がありますか。( 参照)	現状の検証や見直し、安全教育の年間実施計画などについて、 <u>労使が協力して安全衛生問題を調査審議することが非常に重要です。</u>	
	職長教育を実施していますか。( 参照)	職長、監督、班長、リーダー、作業長などと呼ばれる、「作業中の労働者を直接指揮・監督する者」に対し、 <u>職長教育を実施する必要があります。</u>	

法定上、「安全」衛生推進者の選任や「安全」衛生委員会の設置、職長教育の実施が不要な業種でも、労働災害防止のため、「安全」を管理する者の選任、「安全」に関する事項の委員会での審議、職長教育の実施が望まれます。

点検事項		着眼点	3段階評価 ( ・ × )
2 安全活動の充実	作業開始前打ち合わせ、 <b>安全朝礼</b> 、 <b>ツールボックス・ミーティング</b> 等の活動を実施していますか。	作業開始前に、必ず打ち合わせを実施し、当日の作業内容、安全のポイントなどを定め、周知しましょう。 日常的な安全活動は、 <u>作業者の不安全行動をなくしたり、安全意識を向上させるのに効果的です。</u>	
	<b>作業標準</b> 、 <b>安全作業マニュアル</b> の作成、見直しを行っていますか。 職場の作業員全員が理解し、正しく実行されていますか。	作業標準は、長い文章での記述はさけて、ポイントには図、イラスト、写真等を取り入れ、 <u>具体的に表現することが大変効果的です。</u> また、準備、後片付け作業、異常処理作業などの <b>非定常作業</b> で災害が多く発生しています。	
	同業他社のものも含め、 <b>災害情報</b> 、 <b>ヒヤリ・ハット事例</b> を積極的に収集・活用していますか。	労働災害が発生した場合は <u>再発防止対策を樹立することが重要です。</u> また、ヒヤリ・ハット事例は、 <u>職場の危険要因を見つけ、災害防止対策を検討するのに極めて有効な材料になります。</u>	
	<b>安全提案制度</b> 、労働者による <b>安全パトロール</b> 、朝礼時の安全スピーチ等を行う <b>安全当番制度</b> などを活用していますか。	安全当番制度等は、 <u>作業者の安全活動への参加意欲を高め、安全に対する責任を自覚させる手法</u> であり、極めて有効な手法の一つです。	
	職業生活全般を通じた各段階における <b>安全教育</b> を実施していますか。	雇入れ時教育、安全作業マニュアルの教育訓練、職長教育、能力向上教育など、 <u>年間の実施計画を定めることが重要です。</u>	

点検事項		着眼点	3段階評価 ( ・ × )
3 基本的な対策	作業帽、作業服、安全靴を着用していますか。	作業中の労働者の <u>頭髮、作業服の袖、首手拭い、腰タオル</u> などが巻き込まれる災害も発生しています。 また、高所作業を行う労働者には、墜落時保護用の保護帽を使用させる必要があります。	
	各機械の責任者を定め、作業開始前点検、1年以内ごとに定期自主点検を実施し、異常を認めた場合は事後措置を講じていますか。	作業開始前点検では、安全カバー、非常停止装置などの外観検査、運転検査及び安全機能の確認をします。 また、定期自主検査の結果については、その結果を記録し保存することが必要です。	
	作業場に通じる場所及び作業場内には、安全通路を設け、表示をしていますか。	通路には物を置かない、常に作業者の通行中における車両、機械との接触、材料や荷によるつまづき、転倒等の危険のない状態に保持することが重要です。	
	5S(整理・整頓・清潔・清掃・躰)運動を実践していますか。	5Sは安全の基本であり、毎日絶えず実践し習慣化することが非常に重要です。また、毎週、毎月の特定期日を定めて運動を展開することも有効です。	
	緊急時の連絡体制は、確立されていますか。止血などの応急措置を知っていますか。	労働災害が発生した場合は、被災者の救出や応急処置をすると同時に、2次災害の発生も防止しなければなりません。さらに、地震が発生した場合等、緊急時の連絡体制も平素から定めておくことが必要です。	
	定期健康診断と事後措置を実施していますか。また、過重労働による健康障害を防止していますか。	有所見者については医師からの意見聴取、事後措置をすることが重要です。また、過重労働による脳・心臓疾患等の健康障害の防止のためには、時間外労働をできるだけ短くすることが重要です。	

点検者意見

安全な職場づくりのためには、まず、職場の安全衛生に関する状況について把握することが重要です。この点検表を活用すること等により、職場の自主点検を行い、点検によって改善が必要な事項を見つけ、改善してください。

この自主点検は、事業主または事業主に代わる立場の方が行ってください。また、点検表の項目をチェックする際は、点検者自らが現状を把握するか、または職場の責任者を通して確認してください。

積極的に災害防止活動を実施し、二戸・久慈地域から、労働災害を撲滅しましょう。